

宮城教育大学附属小学校 コンピュータ使用の約束

児童の皆さんへ

コンピュータは、学びや生活を豊かにすることができる道具です。ただし、使い方を間違えると、自分だけでなく家族や友達、附属小学校、そして自分の将来までも危険にさらすことになります。日々の生活や学習に役立て、デジタル社会を自分で歩くことができるよう、次の約束を守りましょう。

保護者の皆様へ

予測困難な時代を生きていく子供たちが賢く効率的に問題解決に迫るために、コンピュータは必須の道具です。文房具のような感覚で、「いつでも」「どこでも」コンピュータを使えることを目指します。そのためには、保護者の皆様の理解と協力が欠かせません。この約束を基に、ぜひお子さんと一緒に使ったり考えたりしてください。

I 貸出と返却に関する事

- 3年生から6年生までの全ての児童に、附属小学校のコンピュータを貸し出します。
 - ※ 令和3年度は、新しいコンピュータを貸し出します。令和4年度以降の3年生や転入した児童には、前年度の6年生や転出した児童が返却したコンピュータを貸し出します。
- 次の学年に進級するときには、同じコンピュータを持ち上げます。
- 次の場合には、コンピュータを附属小学校に返却します。
 - 附属小学校を卒業するとき。
 - 附属小学校から他の学校へ転出するとき。
- 附属小学校で貸し出したコンピュータを壊したりなくしたりしたときは、すぐに先生や保護者に相談します。対応は附属小学校が判断します。場合によっては、修理したり新しいコンピュータを購入したりするときの費用負担を家庭に求めることがあります。
 - ※ 令和3年度はコンピュータの保証期間に当たるため、約束を守った上での出来事であれば家庭に費用負担は求めません。ただし、明らかに故意である場合や、あまりに不注意すぎる場合には、一部費用負担を求めることがあります。

II-① 管理や使用（全般）に関する事

- コンピュータは、日々の学びに役立て、学びを深めるために使用します。
- コンピュータは、附属小学校で発行した本人のアカウントでのみ使用することができます。友達や家族のアカウントで使用してはいけません。



- 好きなように設定を変えたり、勝手にアプリケーションを追加・削除したりすると、思わぬトラブルが発生しやすくなります。コンピュータをいずれ附属小学校に返却することを忘れずに、正しく使います。
- アカウントやパスワード、そしてコンピュータを、責任をもって管理する方法を自分で考えます。そのために、学校や家庭で、必要な知識や技能を身に付けましょう。また、コンピュータが苦手とする環境（湿気が多い、暑い、寒い など）を知り、コンピュータを丁寧に扱います。
- コンピュータにはいろいろな機能があります。自分や友達を幸せにするための使い方を考えるようにします。
- インターネットを使うとき、ボタンを押したり情報を入力したりする前に、立ち止まって考える時間を作るようにします。また、怪しい文章やイラストが表示されたら、すぐに手を止め、先生や保護者に知らせます。
- 文章を作成するとき、文章を見直しながら、「伝えたいことが正しく伝わるか」「文章を読んで傷つく人はいないか」「個人が特定される情報が含まれていないか」などをよく考えます。
- コンピュータやアカウントを児童が用いた活動は全て記録され、附属小学校がその記録を確認することがあります。約束を守っていない児童がいたら、附属小学校がその児童のコンピュータやアカウントの使用を制限することがあります。

II-② 学校での使用に関すること

- コンピュータは筆記用具（文房具）と同じです。机の上を整理整頓して使います。
- 授業で使うときは、めあて（学習問題や学習課題）に合わせた使い方をします。
- 休み時間に使いたいときは、先生の許可をもらいます。
- 約束を守らない人を見かけたときは、すぐに注意をしたり先生に知らせたりします。



II-③ 家庭での使用に関すること

- 通学でコンピュータを持ち運ぶときは、ランドセルやバッグに必ず入れ、落としたり水に濡れたりしないように十分に気を付けます。
- コンピュータの安全な置き場所を決めます。その際、充電することができる場所を選びます。
- 自宅で保護者が管理する無線ネットワーク（Wi-Fi）につないで使います。つなぎ方を保護者と確かめましょう。また、自宅以外に持ち出したり、自宅以外の無線ネットワークを利用したりすることはしません。

- ・ コンピュータを使う前に、使う目的を保護者と確かめます。そして、体調をくずすことなく、気分良く使い終わられるように、使用場所や使用時間を決めて使います。
- ・ コンピュータ自体に不具合が生じた場合には、症状を説明書で確認したり再起動したりして動作を確認します。不具合が解決しないときは学校に連絡します。

Ⅲ その他

- ・ 家庭で児童と保護者がこの約束を一緒に読み、内容を理解します。また、どのようにしたら約束を守って気持ち良くコンピュータを使えるかを具体的に考えます。
- ・ 附属小学校はこの約束をより良くしていきます。そのため、状況に合わせて、常に内容を見直します。内容を変更するときは附属小学校からお知らせします。
- ・ この約束に児童と保護者が同意したら、学校に同意書を提出します。同意書を受け取ってから、附属小学校はコンピュータを貸し出します。



「コンピュータ使用の約束」や同意書、コンピュータの破損や紛失等に関する問合せは、
附属小学校で受け付けます。

宮城教育大学附属小学校
電話 022-234-0318
(開庁日の 7:30～18:00 の時間帯)

この「コンピュータ使用の約束（端末の管理・使用に関する規約）」は、
宮城教育大学附属小学校が令和3年5月に定めたものです。

宮城教育大学附属小学校 「コンピュータ使用の約束」に関する同意書

令和3年 月 日

※記入日

宮城教育大学附属小学校長

西 城 潔 殿

【児 童】

私は「コンピュータ使用の約束」を守り、学びを深めるために附属小学校から貸し出されるコンピュータを正しく使うことに同意します。

※児童自筆 年 組 番 氏名

【保護者】

私は「コンピュータ使用の約束」を守り、子供が正しくコンピュータを使って学びを深められるよう、協力することに同意します。

※保護者自筆 氏名

※下線部を記入の上、担任に提出